

第6号様式（規則第8条第1項関係）

駐車施設等承認申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあつては事務所の所在地）

氏名

㊟

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更（前承認番号：第 号）			
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区		丁目	
	規 模	台（内 台）		台（内 台：自動二輪車）	
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	平成 年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区		丁目	
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（自動二輪車）	
工 事 着 手 予 定	平成 年 月	工 事 完 了 予 定	平成 年 月		
代 理 人	住所 氏名		印 TEL		

注) 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

第 7 号様式（規則第 8 条第 2 項関係）

駐車施設等承認申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 9 条第 3 項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目		
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計
		m ²	m ²	m ²
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)
工 事 着 手 予 定	平 成 年 月	工 事 完 了 予 定	平 成 年 月	
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所			
	氏名	印 TEL		

注) 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

第8号様式（規則第9条関係）

大阪市指令都計(駐命)第 号
平成 年 月 日

(宛て先)

大阪市長

措置命令書

1) 建築物の所在地

大阪市 区

2) 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているので同条例第13条の規定により下記のとおり命ずる。

記

1) 措 置.....
.....
.....

2) 理 由.....
.....
.....

(都市計画局計画部都市計画課)

(平26.6.30揭示済)

大阪市告示第965号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成26年

港区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
8月18日	月	築港小学校	築港1丁目10番38号
8月19日	火	八幡屋小学校	八幡屋3丁目3番5号
8月21日	木	三先小学校	三先2丁目6番32号
8月22日	金	市岡中学校	磯路1丁目5番21号
8月25日	月	波除小学校	波除3丁目6番8号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局計量検査所)

大阪市告示第966号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市民政局市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年5月1日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	NPO法人 self
代表者の氏名	武藤 陽子
主たる事務所の所在地	大阪市西区立売堀1-9-23シティライフ本町ビル2階
定款に記載された目的	この法人は、この世に無駄な生命は一つもなく、それぞれが必ず使命を持って生きていけるはずとの理念のもとに、難民のために活動する国際機関への理解促進と支援拡大のための活動、日本の子どもたちの健全育成と児童虐待防止につながる活動、子どもたちに対する環境問題等の啓発活動、親と子の絆を深めるための社会貢献活動の促進、子どもの育成に必要不可欠な母親や女性への子宮頸がんを中心とした早期がん検診への意識啓発活動を行うことを通じて、命の大切さへの理解を深めることで社会に貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年5月20日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	特定非営利活動法人レインボーハウス
代表者の氏名	森本 真一
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区南江口2丁目9番3-207号
定款に記載された目的	この法人は、地域で生活する市民と介護が必要な高齢者とその家族に対して、介護支援サービスを提供する場を創造するため、小規模多機能型の介護ホームを設立し、社会的弱者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年5月21日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	特定非営利活動法人天保山観光協会
代表者の氏名	田中 健治
主たる事務所の所在地	大阪市港区築港3丁目8番2号
定款に記載された目的	この法人は、築港・天保山地区を皮切りに、大阪市内全域にある様々な魅力ある名所、エリア、各種商品等のコンテンツをブランド化し、地元商店主、地元企業、地域住民及び観光客に対し、経済活動の発展に繋がる事業を行い、地元大阪経済の活性化や観光振興に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成26年6月2日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	特定非営利活動法人新いちょう大学校
代表者の氏名	巢山 靖司
主たる事務所の所在地	大阪市福島区鷺洲4丁目5番19号
定款に記載された目的	この法人は、主として高齢者に対し、教育事業を行い知的関心の向上に寄与することを目的とする。 同時に高齢者と他の年齢層に対しても、二者の相互理解の発展に寄与することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第967号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年5月28日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	特定非営利活動法人まごころの会
代表者の氏名	畑 公子
主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区豊里5丁目24番31号
定款に記載された目的	この法人は、地域の高齢者、その家族、その他手助けを必要とする人々に対して、地域に根ざした介護サービスの提供と生活支援及び地域交流支援を行いすべての人々が健やかに暮らせる地域社会作りと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年6月3日
申請書を受理した日	平成26年6月20日
名称	特定非営利活動法人地域生活サポートネットほうぶ
代表者の氏名	向井 裕子

主たる事務所の所在地	大阪市旭区清水2丁目16番22号
定款に記載された目的	この法人は、すべての住民が、障害や疾病の有無に関らず、地域で豊かな質の高い生活を送れるよう相談支援事業を行うと共に、地域生活の実態調査、研究事業、研修事業を行う。また、障害児者やその家族の地域生活支援、障害者の社会参加の促進と就労支援、子育て支援、及び、福祉、医療の諸団体の活動支援に取り組み、地域住民の福祉、教育、医療、保健の増進に貢献することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第968号

大阪市公債の7月から12月中償還期日の償還番号を次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

銘柄	期日	償還額	1万円券	10万円券	100万円券
	月日	千円			
元・リ	9.20	38,630	127 ~ 129	253 ~ 258	1597 ~ 1634
2・ヲ	9.20	28,400	振替債に移行済みのため、券面はありません。		
3・ル	9.23	59,090	343 ~ 351	—	2243 ~ 2301
4・ワ	9.20	45,450	181 ~ 185	145 ~ 148	1621 ~ 1665
5・ワ	9.20	45,450	171 ~ 175	137 ~ 140	1531 ~ 1575
6・13回	9.20	45,450	161 ~ 165	129 ~ 132	1441 ~ 1485
7・10回	9.21	45,450	151 ~ 155	121 ~ 124	1351 ~ 1395
8・9回	9.21	45,450	141 ~ 145	113 ~ 116	1261 ~ 1305
9・10回	9.20	45,450	131 ~ 135	105 ~ 108	1171 ~ 1215
10・11回	9.20	45,450	121 ~ 125	97 ~ 100	1081 ~ 1125
11・9回	9.20	45,450	111 ~ 115	89 ~ 92	991 ~ 1035
12・11回	9.20	45,450	101 ~ 105	81 ~ 84	901 ~ 945
13・10回	9.20	45,450	91 ~ 95	73 ~ 76	811 ~ 855
22・6回	9.25	147,000	振替債のため、券面はありません。		
20・8回	10.30	107,500	振替債のため、券面はありません。		

なお、平成16年度第2回公募公債については平成26年7月29日、平成16年度第5回公募公債については平成26年10月28日、平成16年度第6回公募公債については平成26年11月25日、平成21年度第5回公募公債（5年）については平成26年12月19日、平成21年度第2回みおつくし債については平成26年12月25日にそれぞれ満期償還となります。

(財政局財務部財源課)

大阪市告示第969号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び予定数量
市営住宅管理システム端末機器等（その1） 一式
（電子入札対象案件）
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成26年10月17日（金）から平成31年9月30日（月）まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年7月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 仕様書記載の機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001（ISO 27001）に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年7月28日（月）まで

無償により交付する。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年7月28日(月)午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成26年9月3日(水)から同月4日(木)までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成26年9月5日(金)午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ① 入札書受付期間 平成26年9月5日(金)午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成26年9月5日(金)午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室(1に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年9月4日(木)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金(見積った契約希望金額の100分の3以上)免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額(入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額))の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年7月28日(月)午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 当該物品で今後調達が予想される数量及び入札公示の予定時期

市営住宅管理システム端末機器等（その2） 一式

平成26年度8月頃（入札公示については、入札期日の前日から起算して少なくとも24日前に行う。）

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Terminals, etc. for Municipal Housing Management System (Part1)
1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 July 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 3 September 2014 to 5:00PM, 4 September 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 5 September 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 4 September 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第970号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 長期借入物品及び予定数量
校園ネットワーク業務システム用サーバ装置等 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成27年3月1日(日)から平成32年2月29日(土)まで
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年7月28日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾もしくはJISQ27001

(ISO 27001)に準拠したISMS認証またはこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年7月28日（月）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年7月28日（月）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年9月8日（月）から同月9日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年9月10日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年9月10日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成26年9月10日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年9月9日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上）免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年7月28日（月）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (3) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Computer hardware for school financial accounting system 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 July 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 8 September 2014 to 5:00PM, 9 September 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 10 September 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 9 September 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第971号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課業務委託グループ

電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

① 建設局西島用地産業廃棄物運搬業務委託（その1） 8,900 t

② 建設局西島用地産業廃棄物運搬業務委託（その2） 8,900 t

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成27年2月27日（金）まで

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年7月25日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 16 廃棄物処理」で登録していること

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する次にあげる許可を有すること

大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業の許可

産業廃棄物の許可項目：「鉞さい」

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局

（1に同じ）

- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成26年7月25日（金）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。
※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間
公告の日から平成26年7月25日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
- (1) システム上
- (2) 担当部局（1に同じ）
- 6 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ① 入札書受付期間
平成26年9月10日（水）から同月11日（木）まで（午前9時から午後5時まで）
- ② 開札予定日時 平成26年9月12日（金）午前10時30分
- ③ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成26年9月12日（金）午前10時から午前10時30分まで
- ② 開札予定日時 平成26年9月12日（金）午前10時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成26年9月11日（木）午後5時までに必着のこと
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除（見積った契約希望金額の100分の3以上）
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額）の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 8 入札者に要求される事項
入札参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年7月25日（金）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。
- 9 入札の無効
 - (1) 契約規則第28条第1項各号の一に該当する入札
 - (2) システム所定の入札書もしくは紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札
 - (3) 再入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
 - (4) 低入札価格調査適用案件において、提出期限までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった調査基準価格を下回る価格の入札
 - (5) 落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札
- 10 その他
 - (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
 - (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
 - (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
 - (4) 詳細は入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Transportation of industrial wastes from Nishijima Site of

Public Works Bureau (Part 1), Approximately 8,900t

② Transportation of industrial wastes from Nishijima Site of
Public Works Bureau (Part 2), Approximately 8,900t

(2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 25 July 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 10
September 2014 to 5:00PM, 11 September 2014

② in person: from 10:00AM to 10:30AM, 12 September 2014

③ by post: 5:00PM, 11 September 2014

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第972号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合
は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日
又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1－
1300号）

①業務統合端末等機器（総務局） 長期借入 一式 ②一般 ③26.5.23

④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見2－2－53 ⑤
168,952,392円 ⑥26.3.14

①業務統合端末等機器（福祉局） 長期借入 一式 ②一般 ③26.5.23

④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見2－2－53 ⑤
609,971,796円 ⑥26.3.14

①業務統合端末等機器（財政局） 長期借入 一式 ②一般 ③26.5.23

④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見2－2－53 ⑤
520,081,884円 ⑥26.3.14

業務統合端末等機器（市民局） 長期借入 一式 一般 26.5.23
 富士通リース（株） 関西支店 大阪府中央区城見2-2-53
 288,593,928円 26.3.14

（契約管財局契約部契約課）



大阪市告示第973号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成26年2月13日 大阪市指令都計（開）第83号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区長吉出戸8丁目2021番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市平野区長吉長原西1丁目5番18号
辰己工務店株式会社
代表取締役 大西 範幸
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	29.000m	開発者	開発者	
下水道	D=200mm	6.550m	大阪市		集水ます 型（インバート付） 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	6.550m	大阪市		集水ます 型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第974号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年3月31日 大阪市指令都計（開）第97号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区岸里2丁目25番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区戎本町1丁目9番21号

有限会社ホームビルダー

取締役 川島 健

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	34.320m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
道路	0.557～ 0.774～0m	27.501m	大阪市	大阪市	拡幅
下水道	D=150mm	6.100m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付3ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	1.650m	大阪市	—	集水ますI型1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第975号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年4月18日 大阪市指令都計（開）第2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東成区深江南2丁目18番21、18番44

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市東成区大今里1丁目20番34号

プロスパーライフ株式会社

代表取締役 井上 繁寿

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	16.250m	開発者	開発者	
下水道	D=200mm	4.000m	大阪市	—	集水ますI型（インバート付） 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	4.000m	大阪市	—	集水ますI型 1カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第976号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 7月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成26年 4月30日 大阪市指令都計（開）第 5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市平野区瓜破 5丁目24番 1、24番 2、24番 3
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府羽曳野市島泉 2丁目 4番12号
大谷木材株式会社
代表取締役 大谷 武
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	8.000m	開発者	開発者	
道路	4.000m	6.000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 2ヵ所含む

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪告示第977号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第 2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第 3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 7月11日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 許可番号
平成26年 6月 2日 大阪市指令都計（開）第20-69号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市此花区梅町 2丁目 6番 5
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区西天満 6丁目 3番19号
富陽金属株式会社
代表取締役 増田 康次

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	9.050m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 2ヵ所 新設工
緑地	—	—	開発者	開発者	面積 183.54m ²

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=150mm	9.050m	大阪市	—	2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第978号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

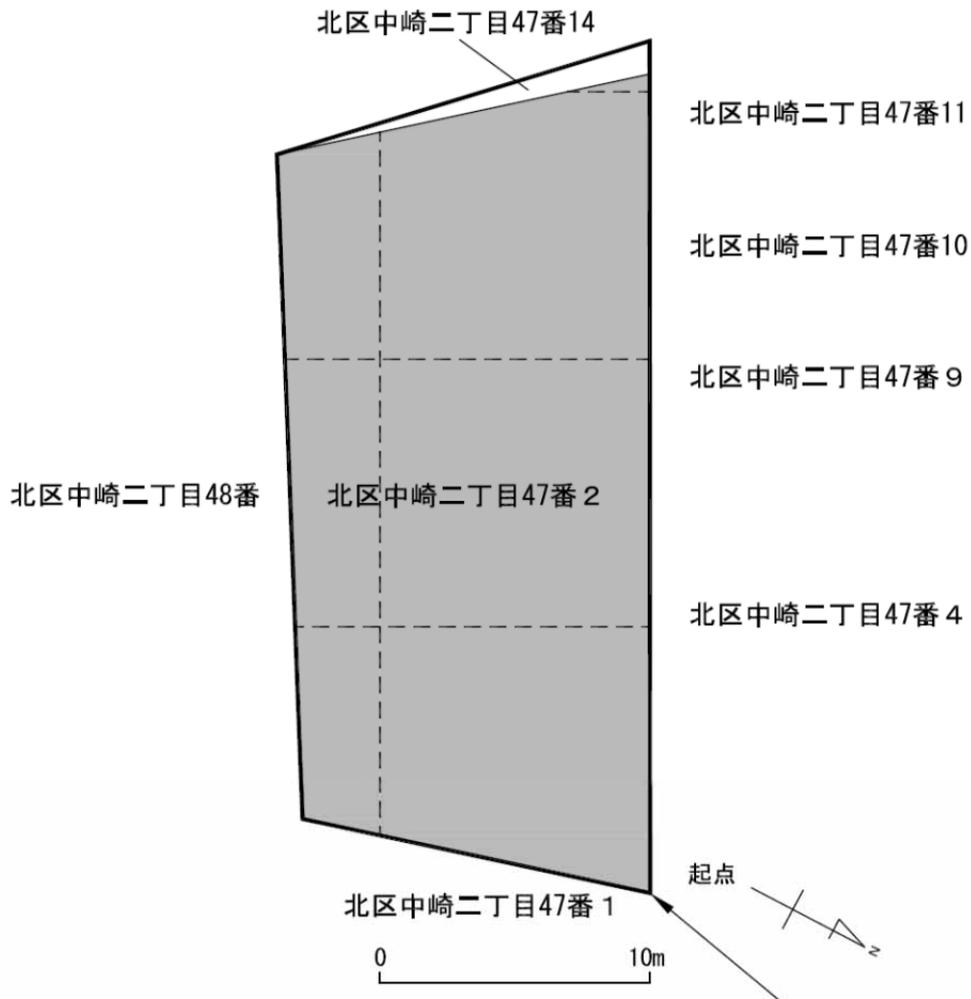
別図のとおり

（大阪市北区中崎二丁目47番2）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

別 図



【起点】
 起点は北区中崎二丁目47番2の最北端とした。

【格子の回転角度】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に62.5°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

- 【凡 例】**
- : 調査対象地
 - : 単位区画
 - : 形質変更時要届出区域

(環境局環境管理部環境管理課)

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪市西淀川区中島二丁目5番1の一部、5番26）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

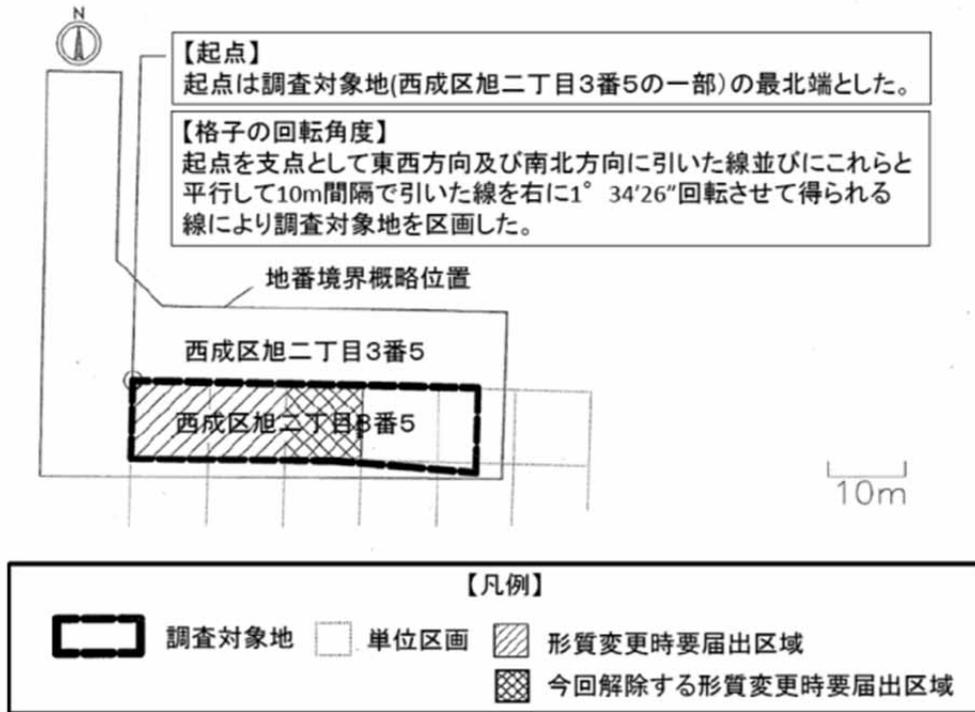
ベンゼン、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

- 1 指定を一部解除する形質変更時要届出区域
別図のとおり
(大阪市西成区旭二丁目3番5の一部)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しなかった特定有害物質の名称
水銀及びその化合物、砒素及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第981号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例(昭和49年大阪市条例第64号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	月 日	供用時間
大阪市立西中島センター	平成26年7月13日(日)	午後7時から午後9時まで

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年7月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	大正区鶴町3丁目1番先
2	普通自動車 (三菱シ 白色)	大正区鶴町3丁目1番先
3	自動二輪車 (スズキ 黒色)	西区安治川2丁目3番先
4	自動二輪車 (不明 黒色)	北区浮田2丁目3番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第983号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年7月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
東成区第1322号線	生野区新今里7丁目13番先	クッションドラム
国 道 1 7 2 号 線	港区築港4丁目1番地先	ベビーカー他

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第984号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年7月11日

大阪市長 橋下 徹

種類及び名称	位置	供用日	供用時間
総合植物館 咲くやこの花館	鶴見緑地内	平成26年8月11日（月）	午前10時から 午後5時まで

(建設局公園緑化部花博記念公園事務所)

大阪市交通局告示第32号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年7月11日

大阪交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ア	券売機用回数カードA	下期分	1,680,000枚
イ	券売機用回数カードB	下期分	1,680,000枚
ウ	券売機用レインボーカード	下期分	690,000枚
エ	定期券用券紙	下期分	990,000枚

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間

ア 平成26年10月1日から平成27年3月18日までの間(1)アイエ)

イ 平成26年10月1日から平成27年3月20日までの間（(1)ウ）

- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 上記(1)ア～エの物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年7月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「45:その他材料」で登録していること
- (5) 当局機器に適合している証明書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成26年7月28日（月）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成26年7月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
 - (ア) 平成26年9月8日（月）及び同月9日（火）午前9時から午後5時まで（上記2(1)アエ）
 - (イ) 平成26年9月12日（金）及び同月16日（火）午前9時から午後5時まで（上記2(1)イウ）
 - イ 開札予定日時
 - (ア) 平成26年9月10日（水）午前10時（上記2(1)アエ）
 - (イ) 平成26年9月17日（水）午前10時（上記2(1)イウ）

ウ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

(ア) 平成26年9月10日(水)午前9時30分から午前10時まで(上記2(1)アエ)

(イ) 平成26年9月17日(水)午前9時30分から午前10時まで(上記2(1)イウ)

イ 開札予定日時

(ア) 平成26年9月10日(水)午前10時(上記2(1)アエ)

(イ) 平成26年9月17日(水)午前10時(上記2(1)イウ)

ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課(1に同じ)

ただし、大阪市交通局契約規程(昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。)第21条第3項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合、上記2(1)アエについては平成26年9月9日(火)午後5時までに、上記2(1)イウについては平成26年9月16日(火)午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年7月28日(月)午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市により説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Multiple ride card for ticket machine A 1,680,000 cards
 - ② Multiple ride card for ticket machine B 1,680,000 cards
 - ③ rainbow card for ticket machine 690,000 cards
 - ④ Commuter passes 990,000 cards
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 July 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① In case of the above (1)-①, ④
 - on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 8 September 2014 to 5:00PM, 9 September 2014
 - in person: from 9:30AM to 10:00AM, 10 September 2014
 - by post: 5:00PM, 9 September 2014
 - ② In case of the above (1)-②, ③
 - on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 12 September 2014 to 5:00PM, 16 September 2014
 - in person: from 9:30AM to 10:00AM, 17 September 2014
 - by post: 5:00PM, 16 September 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局経営管理本部調達部調達課)

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年7月11日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

ラジアルタイヤ（中型車用245/70R19.5）外2点（下期）概算買入

内訳 ア ラジアルタイヤ（中型車用245/70R19.5）136/134J 110本

イ ラジアルタイヤ（小型車用205/80R17.5）120/118L 30本

ウ ラジアルタイヤ（大型車用275/70R22.5）148/145J 580本

（電子入札対象案件とする。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年7月28日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「36:自動車用品」で登録していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示日から平成26年7月28日（月）午後5時まで無償により交付する。

（ただし、本市の休日を除く。）

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公示日から平成26年7月28日（月）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

ア 入札書受付期間

平成26年9月8日（月）から同月9日（火）までの午前9時から午後5時まで

イ 開札予定日時 平成26年9月10日（水）午前10時

ウ 場所 システム上とする。

- (2) 紙入札による場合

ア 入札書受付期間

平成26年9月10日（水）午前9時30分から午前10時まで

イ 開札予定日時 平成26年9月10日（水）午前10時

ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下、「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成26年9月9日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (5) 契約書作成の要否 要

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年7月28日（月）午後5時までに受付場所に、持参又は郵送等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停

止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 本契約は概算契約であり、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量に契約時の単価を乗じて行うものとする。
- (3) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Tubeless radial tires (for medium size non-step bus 245/70R19.5) including two another tires.
 - ① Tubeless radial tire (for medium size non-step bus 245/70R19.5)
136/134J 110 tires
 - ② Tubeless radial tire (for small size non-step bus 205/80R17.5)
120/118L 30 tires
 - ③ Tubeless radial tire (for large size non-step bus 275/70R22.5)
148/145J 580tires
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 28 July 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 8 September 2014 to 5:00PM, 9 September 2014
 - ② in person: from 9:30AM to 10:00AM, 10 September 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 9 September 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-8552, TEL 06-6585-6251

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市監査委員告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 7月11日

大阪市監査委員 貴 納 順 二
 同 阪 井 千鶴子
 同 石 原 信 幸
 同 松 崎 孔

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

- 1 通知を行った者の氏名
 大阪市長 橋下 徹
 大阪市教育委員会委員長 大森 不二雄
- 2 通知を受けた日及び講じた措置の内容

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監18の第25号

監 査 の 対 象：平成17年度定期監査等 港湾局所管普通財産管理事務（港営事業会計分を除く。）

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成26年 6月16日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
4	賃貸借契約において精査を要するもの 財産台帳上旧安治川第2海員会館用地の面積と企業等と賃貸契約を締結している貸付け総面積の和は西区内の普通財産の総面積と符合しない。その差について、各企業等との契約面積を再調査するなど、原因を究明のうえ適正な契約に変更されたい。 また、此花区内において、本市所管用地を、隣接する賃借人が通路として専用的に使用しているものが見受けられた。使用者に貸付けるなど適正な面積に契約を変更されたい。	・西区の港湾局所管普通財産土地について、過去の契約締結時に土地の所在と地番を錯誤した可能性があるため、西区の賃貸地全てを測量して貸付けの現況を明確にして、西区内の普通財産の総面積と各企業等との契約面積の差異の原因を明らかにしたのち、賃貸地番の訂正や契約面積の変更等を適切に処理することとする。 ・「此花区内において、本市所管用地を、隣接する賃借人が通路として専用的に使用しているもの」につい	措置済	平成25年 5月17日

		<p>ては、賃借人と協議し、当該地を有償化して賃貸契約を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区の普通財産の測量実施のため、建設局から道路区域明示書の交付を受けた。 ・道路区域明示書をもとに西区普通財産について測量を実施し、隣接する土地所有者である大阪府、国とも境界確定を行い、市有地を確定するとともに、公図の訂正を行った。 ・西区の普通財産の賃貸地面積の測量を実施し、地番の整理を行うとともに、契約面積についても再調査し、調査結果をもとに、全賃借人と契約面積の変更を行った。 ・西区の普通財産の賃貸地面積の測量結果をもとに、西区内の港湾局賃貸地について、財産台帳の修正を行った。 		
--	--	--	--	--

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監18の第26号

監 査 の 対 象：平成17年度定期監査等 港営事業会計施設管理関係事務

所 管 所 属：港湾局

通知を受けた日：平成26年6月16日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
2	<p>収入の確保に努める要のあるもの</p> <p>上屋の使用料等で納入期限を経過してもなお長期間納付されていないものが見受けられるので、早期回収に向け、督促を強化するなど収入確保</p>	<p>・未納となっていた上屋の使用料等については、督促手数料を除いて平成26年3月31日までに全額回収した。</p> <p>・未納となっていた荷さばき地使用料については、平成25年度中に提出された分</p>	措置済	平成26年 3月31日

	に努められたい。	納誓約に基づき回収を行っている。 ・納期限内に回収できていない、平成25年度使用料については、電話連絡をするなど督促を強化した。		
4 (2)	<p>一般会計へ移管すべきもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪北港ヨットハーバーのクラブハウスと艇庫について、事業を所管する一般会計が施設を整備した港営事業会計に対し毎年賃料を支払っているが、賃貸借を継続せず一般会計へ移管されたい。 ・南港魚つり園についても、広く市民に親しんでもらうための施設であり、収入もなく、独立採算を前提とする港営事業会計の趣旨に合致しない施設であるため、一般会計への移管を検討されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブハウス及び艇庫について、平成25年3月31日に一般会計への有償管理替えを行った。 ・北港ヨットハーバーについて、公募により選定した民間事業者へ建物等を売却し、平成26年4月1日より土地は30年間賃貸することとした。 ・南港魚つり園について、海浜施設条例上の指定管理施設としては廃止し、護岸に位置付け管理することとし、平成26年3月31日に一般会計へ管理替えを行った。 	措置済	平成26年3月31日
6	<p>帆船「あこがれ」の運営について抜本的な見直しを要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帆船「あこがれ」により実施しているセイルトレーニング事業について、収支不足額を運営負担金として支出しているが、近年の運営負担金は2億円を超える状況が続いており、港営事業会計にとっても大きな負担となっているため。事業そのもののあり方を抜本的に見直されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帆船「あこがれ」によるセイルトレーニング事業について、平成24年3月31日をもって事業を廃止した。 ・帆船「あこがれ」の船体について、平成25年7月31日に一般競争入札により売却した。 	措置済	平成25年7月31日

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監21の第24号

監査の対象：平成21年度定期監査等 環境局一般廃棄物の収集・運搬・処

理等に係る事務

所 管 所 属：環境局

通知を受けた日：平成26年6月10日

指摘 No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日
3 (2)	<p>時間外勤務の必要性について精査等を要するもの</p> <p>東部環境事業センターにおいて、すべての職員が退庁した後、ドアの戸締りや電気設備の電源管理、ボイラー等の熱源管理のため、特定の職員の当番制により時間外勤務を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、河川事務所では、週明け等に船舶や河川設備の点検を行うため、始業時間前に時間外勤務を行っているものが見受けられた。</p> <p>定常的な業務については、時間外勤務の必要性を精査し、時差勤務を含めた勤務体制の見直しを図りたい。</p>	<p>・河川事務所における週明け等の船舶や河川設備の点検については、整備点検日の出航時間を遅らせる等、作業方法を工夫し、改善した。</p> <p>(平成21年6月22日措置済)</p> <p>・環境事業センターにおけるドアの戸締りや電気設備の電源管理、ボイラー等の熱源管理等の庁舎管理業務については、時差勤務を導入し、実態に応じて、9時30分から18時までの勤務又は10時から18時30分までの勤務のいずれかを設定のうえ、行政職員並びに事業担当主事がローテーションで対応するよう改善した。</p> <p>(平成25年11月1日措置済)</p>	措置済	平成25年 11月1日
3 (3)	<p>休日出勤における超過勤務手当の支給について注意を要するもの</p> <p>「時間外勤務の縮減にかかる指針」</p> <p>やむを得ず休日に時間外勤務を命令する場合は、原則として事前に休日を振替えたうえで命令する。</p> <p>・施設管理担当において、あらかじめ振替休日を取得できないと認識していたにもかかわらず、振替休日を他に振り替えず、休日出勤による超過勤務手当が支給されていた。</p>	<p>・施設管理担当での休日出勤による超過勤務手当の支給については、平成21年4月28日付けで事務連絡「平成21年度時間外勤務時間数の管理について」を各担当課長・事業所長あて送付し、業務上の支障がない限りは、振替休日を指定せずに休日勤務命令を行ったり、振替休日を指定した日に休日勤務命令を行ったりせず、職員の休日の確保に努めるよう通知している。</p> <p>今後も、機会のあるごと</p>	措置済	平成26年 4月1日

・ 東部環境事業センター、木津川事務所、河川事務所及び大正工場においては、年末の休日出勤にあたり、その前後の振替休日取得可能な期間中に振替休日を取得せず超過勤務手当を支給する一方、同期間中に年次有給休暇を取得している事例等が相当数見受けられた。

・ 超過勤務手当の適切な執行はもとより、職員の健康保持の観点からも、極力振替休日の取得を行うよう注意された。

に、極力振替休日の取得を行うよう徹底していく。

(平成21年4月28日措置済)

・ これまでは、休日勤務を命じた職員に対し、振替休日を指定することなく超過勤務対応しているが、平成24年度より、年度毎に、振替休日取得の徹底を図るため、各所属の課長宛てに、休日勤務者の把握、休日勤務者への振替休日取得の促進及び振替休日の指定をするよう、また、やむを得ず、振替休日を取得できない場合は、その理由を職員課へ提出する旨の通達を出してきた。

また、年末年始の休日勤務については、他の休日勤務と同様、振替休日を指定しているものの、要員確保の観点から、やむを得ず、振替休日取得日に勤務を命じるケースがあるが、振替休日取得期間内に他の休暇等を取得している場合、振替休日取得日を休暇取得日に変更するなど振替休日に休めるように周知してきた。

その結果、平成25年度の振替休日の取得率は100%に達し、各所属への振替休日取得の周知が徹底されたと認識している。

今年度の制度改正により、振替休日取得期間が延長されたため、振替休日に休日勤務を命じるケースもなくなる見込みだが、引き続き